

医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示について

当院では、令和7年4月より「医療 DX 推進体制整備加算」について以下の通り対応を行っています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備検討中です。
(令和7年9月30日までの経過措置)
5. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけ、ポスター掲示を行っています。
6. 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、および活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。
7. マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さまからの健康管理に係る相談に応じています。